



当社は、指定商品「かばん類」について登録商標「〇〇〇」を有しています。

インターネット検索エンジンの検索結果において、他社商品（かばん）に関するインターネットサイトを表示するためのタイトルタグおよびメタタグに当社の登録商標「〇〇〇」が無断で使用されていることが判明しました。このような行為は、当社の商標権の侵害にならないのでしょうか。

（愛知県 I. S）



## 1. タイトルタグおよびメタタグとは

タイトルタグは、インターネットのサイトやページにタイトル（題名）をつけるためのHTMLタグの一種です。タイトルタグは、検索サイトにおける検索結果（以下、検索結果）に大きく表示されるだけでなく、ブラウザタブやブックマークなどの名称としても使用されるため、ユーザーの一番目につく表示となります。

次に、メタタグとは、ウェブページの設定や情報等を伝えるHTMLタグの一種であり、多くの場合、検索結果でページの説明文として表示されます。たとえば、下記の検索結果では、『『発明』誌 WEB版 - 一般社団法人発明推進協会』の部分はタイトルタグ、その下の「発明誌は、明治38年（1905年）創刊の……」の説明部分はメタタグです。

<http://www.jiii.or.jp/chizaiyorozyu/hatsumeimeib>

「発明」誌 WEB版 - 一般社団法人発明推進協会  
発明誌は、明治38年（1905年）創刊の「工業所有権雑誌」を前身として今日に至っています。特許、実用新案、意匠、商標のみならず著作権的財産権全般に亘る情報を網羅し、新鮮な情報を...

## 2. 本件の問題点

本件では、かばんに関するインターネットサイトに貴社の登録商標（以

下、貴社登録商標）が表示されているのではなく、そのインターネットサイトを表示するためのタイトルタグおよびメタタグとして貴社登録商標が無断で使用されています。

したがって、他社がタイトルタグおよびメタタグとして貴社登録商標と同一の標章（以下、他社標章）を使用する行為が商標としての使用と認められ、貴社商標権を侵害するかどうかの問題となります。

## 3. 商標権侵害に該当するか

一般に、事業者が、その商品または役務（以下、商品等）に関してインターネット上にウェブサイトを開設した際のページの表示は、その商品等に関する広告であるということが出来ます。そのため、インターネットの検索サイトにおいて表示される当該ページの説明についても同様に、その商品等に関する広告であるというべきであり、これが表示されるようにHTMLファイルにタイトルタグやメタタグを記載することは、商品等に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為（2条3項8号）にあたるといえます。

本件では、他社が、貴社登録商標と同一の他社標章をHTMLファイルにメタタグまたはタイトルタグとして記載することにより、検索結果において他社サイトの内容の説明文、概要、ウェブページタイトルとして他社標章が表示され、これらが他社サイトにおける商品「かばん」の出所等を表示し、ユーザーの目に触れることによって顧客が他社サイトにアクセスするように誘引するものといえる場合には、他社の上記行為は、商標の使用にあたる可能性があると考えられます。

## 4. 参考となる判例

メタタグまたはタイトルタグとしての標章の使用について争われた判例として、下記のものがあります。

① 平成16年(ワ)12032号「クルマの110番事件」

② 平成24年(ワ)21067号「IKEA事件」

本件において、他社の行為が貴社商標権を侵害するか否かは事案の内容に応じて個別具体的に判断されることとなりますので、上記判例等を参考に、専門知識を有する弁理士または弁護士にご相談ください。